

特定非営利活動法人(NPO 法人)

アジア・アフリカ研究所

# 定款

The Statute of The NPO Corporation Afro-Asian Institute of Japan

制定 2006 年 5 月 27 日

施行 2007 年 3 月 22 日

# 特定非営利活動法人 アジア・アフリカ研究所 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アジア・アフリカ研究所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区南大塚2丁目17番10号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、1961年4月に創立されたアジア・アフリカ研究所の研究・啓蒙活動を受け継ぎ、広くアジア・アフリカ・ラテンアメリカ(AALA)諸国の政治、経済、社会、文化およびAALAをめぐり世界政治と世界経済上の諸問題について、理論的研究、現状分析(情勢分析)の両方面から共同研究・調査・啓蒙を行い、これによって、日本におけるAALA研究水準の向上およびAALA諸国民との友好・協力を貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) AALAとAALAをめぐり諸問題に関する研究・調査・啓蒙活動の実施  
内外の学術研究機関との交流  
季刊誌『アジア・アフリカ研究』の発行、頒布  
各種研究書・調査書・啓蒙書の発行、頒布  
各種講演会、シンポジウム等の開催  
ホームページの開設
- (2) その他、目的達成に必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 会員

この法人の目的に賛同して、入会した個人

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同して、賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 この法人の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 定款の定めと反すると総会が議決したとき。その場合、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第10条 会員は代表理事に退会届を提出して、任意に退会することができる。

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 若干名(3人以上)
- (2) 監事 1人
- (3) 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び代表理事、監事は、総会において選任する。

- 2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数全体の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 3 法第 20 条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第 14 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総括する。
- 2 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること
    - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
    - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
    - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第 15 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任をさまたげない。代表理事は再任を妨げないが連続 2 期までとする。
- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(欠員補充)

- 第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 17 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反、その他、役員にふさわしくない行為があると認められたとき

(報酬等)

- 第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問)

- 第19条 この法人に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会により選出し、代表理事が委嘱する。
  - 3 顧問は、理事会の求めにより意見を述べるることができる。

## 第4章 会議

(種別)

- 第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第21条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散及び合併
  - (3) 会員の資格の喪失
  - (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
  - (5) 事業報告及び収支決算
  - (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
  - (7) 会費の額
  - (8) 解散における残余財産の帰属
  - (9) その他、運営に関する重要な事項

(総会の開催)

- 第23条 通常総会は毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
    - (2) 会員総数の5分の1以上から招集の請求があったとき
    - (3) 第14条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(総会の招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、書面また

は電子書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、委任状を含め、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数(委任状を含む)をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第28条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむをえない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数(委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から招集の請求があったとき
- (3) 第 14 条第 3 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は代表理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

- 第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面(電子書面を含む)をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を

付記すること)

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

## 第 5 章 資産

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理及び区分)

第 39 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て代表理事が別に定める。

- 2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

## 第 6 章 会計

(会計の原則及び区分)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- 2 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 42 条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、理事会の議を経て、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 44 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

( 予算の追加及び更正 )

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

( 事業報告及び決算 )

第 46 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

( 定款の変更 )

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、会員の 4 分の 3 以上 ( 委任状を含む ) の多数の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

( 解散 )

第 48 条 この法人は、次に掲げる理由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

4 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

( 残余財産の帰属 )

第 49 条 この法人が解散 ( 合併又は破産手続開始の決定による解散を除く ) したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散の時点において総会で議決、承認された者に譲渡するものとする。

( 合併 )

第 50 条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の 4 分の 3 以上

の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 52 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 53 条 事務局員の任免は理事会が選出し、総会に報告する。

第 54 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定め、総会に報告する。

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、以下に掲げる者とし、その任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 20 年 5 月 31 日までとする。

代表理事	吉川久治
理事	河合恒生
同	新藤通弘
同	炭谷昭子
同	寺本光朗
同	平井文子
同	藤田和子
同	堀中 浩
同	松下 洌
同	文京洙
同	和田幸子
監事	板垣文夫

3 この法人の設立当初の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず、この法人の成立

の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- |          |     |                 |
|----------|-----|-----------------|
| (1) 会員   |     | 10000 円/年       |
| (2) 賛助会員 | 1 口 | 1000 円/年(1 口以上) |